

岡山県教育委員会規則の制定について

このことについて、別紙案により制定いたしたい。

令和7年3月14日

岡山県教育委員会教育長
中 村 正 芳

岡山県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

1 経緯

- ・令和4年4月1日に、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）が施行され、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等となった者）に対し、再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないこととされた。
- ・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項を教育委員会規則で定める。

2 岡山県教育職員免許状再授与審査会規則（案）の概要

（1）組織に関すること

	内容	省令	県規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の人数	5人以内		○
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家） ・その他教育委員会が適当と認める者 		○
委員の義務	守秘義務		○

（2）運営に関すること

	内容	省令	県規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
参考人	委員以外の者への意見聴取可		○
利害関係者	議事と利害関係を有する委員は参加不可		○
議決方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再授与「可」とする場合：出席委員の全員一致（一致しない場合は、出席委員の過半数の同意） ・上記以外の議事：出席委員の過半数の同意（可否同数の場合は、会長が決定） 	○	
会議の公開	非公開		○

3 公布及び施行の日

県公報掲載日 令和7年3月28日

施行期日 令和7年4月1日

◎岡山県教育委員会規則第 号

岡山県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和七年三月 日

岡山県教育委員会

岡山県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、岡山県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、教育庁教職員課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。